

焼津市における情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1 この要領は、情報共有システムの活用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 焼津市が発注する建設工事において、情報通信技術を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム（以下「システム」という。）とは、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムのことをいう。
- (2) A S P（アプリケーションサービスプロバイダ）とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことといい、A S P方式とは、その事業者が提供するシステムを利用した仕組みのことをいう。焼津市におけるシステムは、A S P方式によるものとする。
- (3) 工事帳票とは、工事打合せ簿（指示・承諾・協議・提出・報告書）等の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される資料をいう。

(対象工事)

第4条 発注者が指定する建設工事を対象とし、対象工事である旨の表示は、特記仕様書により明示する。対象工事の受注者は、システムの使用の有無を発注者と協議し決定する。

また、発注者が指定していない建設工事において、受注者がシステムの利用を希望する場合は、発注者との協議によりシステムを利用することができる。

(システムの機能要件等)

第5 使用するシステムは、次に掲げる機能要件に対応したものから受注者が選定し、発注者に確認のうえ決定する。

- (1) 土木工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」を満たすものとする。
- (2) 営繕工事（建築・建築設備工事）においては、国土交通省が定める「工事施工中ににおける受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編（最新版）」を満たすものとする。
- (3) セキュリティ要件におけるシステムと利用者との通信の暗号化については、T L S 1.2以上とする。

2 システムの使用にあたっては、工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能）、工事後に保管が必要な書類を出力する機能（工事書類等入出力機能・保管支援機能）を必須とするが、その他の機能の使用については、受発注者間で協議して決定するものとする。

（契約及び費用）

第6 発注者及び受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約及び利用料金の支払いは、受注者が行うものとする。

（工事帳票の取扱い）

第7 工事帳票の取扱いについては、「焼津市における情報共有システム活用の手引き」を参照するものとする。ただし、工事完成図書については、システムの対象外とする。

（データの提出）

第8 受注者は、システム上で共有した工事帳票を電子媒体（CD-R等）により工事完成図書とともに工事発注課へ提出する。提出部数は2部とする。

（検査）

第9 システムを使用した工事の検査を行うときは、焼津市建設工事検査規程に基づき検査を行い、次に掲げる検査を行う。

- (1) 現場検査 出来形、寸法等を現地にて確認する。
- (2) 書類検査 システム上で共有した工事帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。

2 原則として、受注者は検査に用いるパソコン等の機器を準備する。

（情報管理）

第10 受注者は、情報漏洩防止等の観点から次に掲げる項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワード
- (2) マルウェア対策
- (3) 工事関係データ（定期的なバックアップなど）
- (4) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。